（法第26条第１項の規定による運用の方法の除外の状況）

16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	
・ ・ ・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・ ・ ・	

（備考）

１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。

２．事業年度末時点の状況について記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

17. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円
	人	円
	人	円

（備考）

１．当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

２．「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第２条第７項第２号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。

３．件数の多い順に記載すること。

18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）　簡易企業型年金に該当するか（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							